

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

令和２年１０月３０日

茨城県人事委員会委員長 足立 勇人

本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、県内でも企業活動が大きな影響を受けている中、勧告の基礎となる民間給与の実態調査に対して御理解と御協力をいただいた民間事業所の皆様に対し、心から御礼申し上げます。

今回の勧告では、特別給（ボーナス）について、職員の支給月数が民間を上回ったことから、年間で0.05月分引き下げることとしました。月例給については、改めて必要な報告及び勧告を行うこととしております。

公務の運営関係については、新型コロナウイルス感染症に係る本委員会の取組、人材の確保及び育成、勤務環境の整備、定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進、公務員倫理の徹底に関する課題について報告しました。

職員にあっては、特別給（ボーナス）の引下げという勧告となりましたが、県民全体の奉仕者であるとの自覚を持ち、県民サービスの一層の向上に努め、高い倫理観と強い使命感を持って職務に専念されることを切に望みます。

県民各位におかれましては、労働基本権制約の代償措置である人事委員会勧告の意義と、多くの職員が各部門で職務に精励していることについて、深い御理解を賜りますようお願いいたします。